

5五教学第1127号
令和5年12月18日

市内中学校保護者様

五島市教育委員会
教育長 村上富憲
(公印省略)

令和6年度からの拠点校部活動方式の実施について（お知らせ）

厳寒の候、保護者の皆様におかれましては、御清栄のことと拝察いたします。
日頃から、学校教育に対する御理解と御支援をいただき、感謝申し上げます。
さて、これまでの自校での部活動体制に加え、令和6年度から拠点校部活動方式が新たに加わることになりました。その実施に至る経緯と仕組みについて下記のとおりお知らせします。

記

1 拠点校部活動方式とは

自校に実施したい種目の部活動がない生徒が、実施したい部活動種目のある拠点校として指定された学校の部活動に、自校在籍のまま参加することができる方式のこと。

2 実施決定に至る経緯

長崎県中学校体育連盟は、「令和6年度からの長崎県中学校総合体育大会に拠点校部活動の出場を認める」としました。これを機に、市内中学校部活動を所管する五島市教育委員会として、生徒が自発的・自主的に行うべき部活動において、生徒のニーズに少しでも広く応えることができる体制を整えるため、五島市中学校体育連盟及び五島市校長会と協議し、令和6年度当初から拠点校部活動方式の採用を決定しました。

3 五島市における拠点校部活動方式の仕組み

運動部も文化部も含めた全ての部活動種目について、福江中学校を拠点校とする方式をとります。福江中学校には、五島市内にある全ての部活動種目があり、持続可能な体制がとりやすいということが理由です。拠点校部活動で活動する生徒は、大会参加についても拠点校部活動での出場となります（市中総体陸上・駅伝競技においては検討中）。
拠点校部活動方式を利用する場合のルール等については、裏面に示しています。

五島市教育委員会 学校教育課
担当： 指導主事 坂下 八郎
電話：0959-72-7801 FAX：0959-72-5858
Mail：sakashita@city.goto.lg.jp

1 拠点校（福江中学校）の部活動組織体制 **【参考】**

令和5年12月現在

	部活動種目	顧問人数	外部指導者数	部員数	備考
1	男子バレーボール部	1	0	1年: 0名 2年: 13名 計13名	
2	女子バレーボール部	2	0	1年: 13名 2年: 3名 計16名	
3	男子バスケットボール部	1	1	1年: 6名 2年: 4名 計10名	
4	女子バスケットボール部	2	1	1年: 10名 2年: 5名 計15名	
5	男子バドミントン部	2	1	1年: 10名 2年: 13名 計23名	
6	女子バドミントン部	1	1	1年: 10名 2年: 16名 計26名	
7	男子ソフトテニス部	1	0	1年: 5名 2年: 4名 計 9名	
8	女子ソフトテニス部	2	1	1年: 7名 2年: 8名 計15名	
9	軟式野球部	2	1	1年: 5名 2年: 3名 計 8名	
10	サッカー部	1	1	1年: 9名 2年: 12名 計21名	
11	陸上競技部	2	2	1年: 11名 2年: 8名 計19名	中央公園陸上競技場で活動
12	卓球部	1	1	1年: 7名 2年: 10名 計17名	卓球道場で活動
13	柔道部	1	1	1年: 6名 2年: 2名 計 8名	鍛心会道場で活動
14	剣道部	2	1	1年: 4名 2年: 3名 計 7名	西雄館道場で活動
15	吹奏楽部	2	1	1年: 6名 2年: 8名 計14名	※1
16	美術部	1	0	1年: 8名 2年: 15名 計23名	休日の活動はなし
17	技術部	1	0	1年: 3名 2年: 15名 計18名	休日の活動はなし

※1：吹奏楽コンクールは、規則上、単独校で参加となっているため、他校から参加の生徒は出場できない。

- (1) 水曜日と日曜日が基本的に休養日であるが、部活動数が多いことから、活動場所割当調整のために休養日が変わることや体育館利用部活動は外活動日の割り当てがある。
- (2) 来年度の顧問体制は人事異動によって変わる。外部指導者については、長く携わられている方々が多いが、体制が変化する可能性はある。

2 拠点校部活動への申込みについて

- (1) 令和6年度4月の定められた期日（後日提示）までに、在籍校から配布される拠点校部活動入部希望届を在籍校に提出する。その後、拠点校校長の承認を得られると入部可能となる。
- (2) 在籍校にある部活動と同種目の拠点校部活動への入部はできない。
- (3) 拠点校部活動に入部した場合、その拠点校部活動の部活動規約等、部のルールに従う。従えない場合や部の運営に支障をきたす場合は、入部を取り消されることがある。

3 拠点校部活動への参加について

- (1) 入部が承認された後は、在籍校職員が拠点校顧問に連絡をとり、最初の参加の日時や場所等を確認するので、その連絡を受けて参加を開始する。
- (2) 休日、平日ともに拠点校部活動への参加については可能。参加のための移動は保護者責任のもとで行う（自転車やバスでの移動も可能）。
- (3) 拠点校部活動への入部により、部のレギュラーメンバー入りが保証されるものではない。拠点校部活動方式の利用は、あくまで活動の機会確保となるものである。
- (4) 拠点校での活動をしない平日の放課後については、各学校での対応となる。
- (5) 拠点校部活動は、日本スポーツ振興センター災害給付の対象となる。